

## 和光市犯罪被害者等支援条例施行規則

令和7年4月1日

規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、和光市犯罪被害者等支援条例（令和7年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 市民 市の住民基本台帳に記載されている者又は市の住民基本台帳に記載されずに市の区域内に一時的に居住している者であって、次に掲げるいずれかのものをいう。
  - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
  - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為に係る被害を受けていた者
  - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
  - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
  - オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者
  - カ 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発により住居が滅失し、又は著しく損傷したことにより、市内に一時的に居所を定めた者
  - キ その他市長が特別な理由があると認める者
- (3) 重傷病 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第5項に規定する重傷病をいう。
- (4) 死亡被害者 犯罪行為により死亡した者であって、当該犯罪行為が行われたときに市民であったものをいう。

(犯罪被害者支援総合的対応窓口)

第3条 条例第7条に規定する犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うため、危機管理室に犯罪被害者支援総合的対応窓口を置く。

(見舞金の種類及び額)

第4条 条例第8条の見舞金(以下「見舞金」という。)の額は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 重傷病見舞金 10万円

2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合における遺族見舞金の額は、遺族見舞金の額から重傷病見舞金の額を控除した額とする。

(見舞金の支給対象者)

第5条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族見舞金 死亡被害者の遺族のうち、次条第3項の規定により第1順位の遺族となるもの(以下「第1順位遺族」という。)
- (2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者で、当該犯罪行為が行われたときに市民であったもの(以下「重傷病被害者」という。)

(遺族の範囲及び順位)

第6条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族の範囲は、死亡被害者の死亡時において次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 死亡被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)
- (2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 死亡被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が当該死亡被害者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先とし、実父母を後とする。

4 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の

申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。

(見舞金の支給制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しないものとする。

(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者（死亡被害者及び重傷病被害者をいう。以下同じ。）又は第1順位遺族と加害者との間に、次のいずれかに該当する関係があったとき。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ウ 3親等内の親族（ア及びイに掲げる者を除く。）

(2) 当該犯罪行為による被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行、脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由があったとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属し、又は属していたことがあること。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又は当該加害者親族その他の当該加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を与えたこと。

(4) 他の地方公共団体から見舞金と同種のものとの支給を受けたことがあるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと思われるとき。

(見舞金の支給申請)

第8条 見舞金の支給の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金 和光市遺族見舞金支給申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類

ア 死亡被害者の死亡診断書その他の当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類

イ 犯罪行為が行われたときに死亡被害者が市民であったことが確認できる書類

ウ 戸籍謄本その他の死亡被害者と申請者との続柄を確認できる書類

エ 申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、死亡被害者の死亡の当時事実

上婚姻関係と同様の事情にあったことを証明する書類（当該事情にあった場合に限る。）

オ 第1順位遺族であることを証明する書類（申請者が配偶者以外の者である場合に限る。）

カ 死亡被害者の収入によって生計を維持していたことを証明する書類（申請者が第6条第1項第2号の規定に該当する者である場合に限る。）

キ 和光市遺族見舞金代表者選任届（様式第2号）（第1順位遺族が2人以上ある場合に限る。）

ク アからキまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金 和光市重傷病見舞金支給申請書（様式第3号）及び次に掲げる書類

ア 重傷病被害者の重傷病の状態及び加療を要する日数に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

イ 犯罪行為が行われたときに重傷病被害者が市民であったことが確認できる書類

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（見舞金の支給決定等）

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定したときは、和光市見舞金支給（不支給）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給を決定した場合は、14日以内に見舞金を支給するものとする。

（支給申請の期限）

第10条 第8条の規定による申請は、犯罪行為が発生した日から1年を経過したときは行うことができない。

2 重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が犯罪行為による被害に起因して死亡し、当該犯罪被害者の遺族が遺族見舞金の給付を受ける場合において、当該犯罪被害者が死亡した日から1年を経過したときは、申請を行うことができない。

3 前2項の規定にかかわらず、申請期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（見舞金に係る調査等）

第11条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、関係機関等に対し、必要な事項の調査を行い、又は報告を求めることができる。

（見舞金の支給決定の取消し等）

第12条 市長は、第9条第1項の規定により支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、見舞金の支給決定を取り消すことができる。

(1) 支給決定後に、第7条各号の規定に該当することが判明したとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けたことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、見舞金の支給決定を取り消すことが適当であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の決定をしたときは、和光市見舞金支給取消通知書（様式第5号）により、支給の決定を受けた者に通知するものとする。

3 第9条第2項の規定により見舞金の支給を受けた者は、第1項の規定により見舞金の支給決定を取り消されたときは、当該見舞金を返還しなければならない。

（施策の見直し等に係る意見聴取）

第13条 条例第11条の施策に関する知識経験を有する団体は、和光市くらし安全防犯条例（平成16年条例第23号）第8条の規定により整備された団体とする。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に行われた犯罪行為に係る死亡被害者の遺族又は重傷病被害者の見舞金の支給について適用する。